

# 別府市上下水道局土木工事及び建築工事における週休2日工事实施要領

制定 令和7年10月6日  
別府市上下水道局告示第36号

(趣旨)

第1条 建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、別府市上下水道局では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の完全週休2日の普及に向け、土木工事及び建築工事における週休2日工事を実施するものである。

(他の要領の例による週休2日工事の実施)

第2条 別府市上下水道局が発注する土木工事における週休2日工事の実施については、別府市土木工事における週休2日工事实施要領（令和7年別府市告示第362号）の例による。

2 別府市上下水道局が発注する建築工事における週休2日工事の実施については、別府市建築工事における週休2日工事实施要領（令和7年別府市告示第363号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年10月15日から施行する。

(適用区分)

2 この要領は、この要領の施行の日以降に発注を起案する工事について適用し、同日前に発注を起案した工事については、なお従前の例による。

(別府市上下水道局週休2日工事实施要領の廃止)

3 別府市上下水道局週休2日工事实施要領（令和6年別府市上下水道局告示第16号）は、廃止する。